

# 命 令 書

再 審 査 申 立 人 株式会社 明輝製作所

再 審 査 被 申 立 人 総評全国一般労働組合神奈川地方本部

## 主 文

本件再審査申立てを棄却する。

## 理 由

当委員会の認定した事実及び判断は、本件初審命令理由第1認定した事実及び第2判断と同一であるので、これを引用する。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条、同第27条、及び労働委員会規則第55条を適用して主文のとおり命令する。

昭和52年10月19日

中央労働委員会  
会長 平 田 富太郎